

令和7年度第1回「千歳市子ども・子育て会議」会議録【公表用-要約版】

日 時	令和7年7月28日（月）10時00分～11時30分	
会 場	千歳市役所第2庁舎 会議室3・4	
出席者	委員 ※50音順	市（事務局）
	会 長 長谷川 誠	こども福祉部長 浅井 雅樹
	委 員 大瀧 恵二	こども福祉部次長 古島 知明
	委 員 奥山 佳子	こども政策課長 黒田 大
	委 員 押見 尚子	こども政策係長 村井 友紀子
	委 員 越智 乃里子	こども政策係主任 佐藤 由梨
	委 員 影山 美樹	こども政策係主任 山崎 省吾
	委 員 郡山 久美子	主査（こども施策推進担当）
	委 員 酒井 杏実	本間 公博
	委 員 三溝 理恵	市（関係部署）
	委 員 白川 望	母子保健課長 金川 律子
	委 員 高橋 恵美	こども家庭課長 前田 陽子
	委 員 西 博康	子育て総合支援センター長
	委 員 橋元 久人	中津川 晃央
	委 員 宮本 麻衣	児童発達支援センター長
事務局		松本 純子
会議の公開		企画総務課長 大西 正起
傍聴者数		

1 開会

委員数15人中14名の出席につき、会議が定足数（委員の半数以上の出席）を満たしていることを確認。

2 委嘱状の交付

3 市長あいさつ

4 委員からのあいさつ

5 議事

(1) 千歳市子ども・子育て会議の運営について

①会長・副会長の選任

【委員から一任された事務局が会長及び副会長の案を提示し決定】

会長により議事を進行。

②千歳市子ども・子育て会議の役割

【こども政策係から、資料1について説明】

(会長)

ありがとうございました。何かご質問はありますか。無ければ、議事を進めます。

(2) 千歳市こども計画の概要について

【こども政策課長から、千歳市こども計画（概要版）を用いて説明】

(会長)

ありがとうございました。何かご質問はありますか。

千歳市こども計画の中間見直しについては、3年目に行うのでしょうか。

(こども政策課長)

量の見込みや確保体制の見込みについては、今後5年間の推計を過去の実績に基づいて定めたものであります。情勢の変化によっては見直しを検討する必要もあり、その目安として中間年である3年目としているものであります。こちらについては必ず見直ししなければならないものではないです。

(会長)

他に質問はありませんか。無ければ、事務局案のとおり決定します。

(3) 報告事項 令和7年度教育・保育施設の定員変更について

【こども政策課長から、資料2について説明】

(会長)

ありがとうございました。何かご質問はありますか。

(A委員)

0歳児を受け入れるに当たっての体制等に問題はないのでしょうか。

(こども政策課長)

今回の利用定員の変更にしましては、0歳児の枠が現状ないため、今後受け入れるに当たって変更したのになります。0歳児を受け入れるに当たりましては、保育士数の配置基準等について当然のことながら守られております。

(会長)

他に質問はありませんか。無ければ、事務局案のとおり決定します。

(4) 審議事項 千歳市こども誰でも通園制度について

「こども誰でも通園制度」を実施する事業者を市が認可するのに当たって、児童福祉法の規定に基づき、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴取。

未決定の内容を含むことから、本件については非公開の審議とし、資料は審議後に回収。

【こども政策課長 主査（こども施策推進担当）から、資料3、資料3別紙について説明】

（審議内容については、千歳市情報公開条例第9条（5）の規定に基づく非公開事項につき、省略。）

（会長）

ありがとうございました。何かご質問はありますか。

（B委員）

こども誰でも通園制度を実施するにあたっては、保育士を専従する必要があったと思いますが、実施予定施設は要件を満たして実施できるのでしょうか。

（主査）

一般型と余裕活用型の2つのパターンがあり、職員の配置基準の考え方がそれぞれ異なっております。保育士の専従要件があるのは、あくまで一般型であり、余裕活用型においては、本体施設の配置基準に基づいて受け入れすることが可能であるため、保育士等の専従要件は求めておりません。

（B委員）

本事業は8月1日から実施となっていますが、こどもの受け入れが開始ということでしょうか。また、特別な支援を受ける必要がある子の受け入れについてはどのように考えているのでしょうか。

（主査）

先に制度の利用の流れについて説明しますと、まず始めに保護者から市に利用資格の認定申請書を提出いただく必要があります。申請後に、市で審査を行い、利用資格を満たす保護者に対して利用認定証を郵送します。保護者は、利用認定証を受け取った後に、利用希望施設に面談の申し込みをしていただくかたちとなります。8月1日から制度開始としていますが、このような手順を踏まえる必要があることから、実際の受け入れは、8月中旬ごろになると見込んでおります。

なお、認定証は、本制度の利用資格を満たすことの証明となりますが、実際の利用を確約するものではなく、一般型と余裕活用型のいずれであっても、事前面談をする必要があります。特別な支援を必要とするこどもも含め、実際の利用可否利用を希望する施設との面談により決定されますので、受け入れるかどうかの判断は面談の経過を受けて施設が行うこととなります。

(C委員)

こども誰でも通園制度の周知は行っているのでしょうか。

(こども政策課長)

現時点では、実施予定施設の認可が決定していないため、市HP上で本制度の概要や実施予定時期を簡単にまとめたものを掲載しています。本会議で了承を得られた後、市長の決裁をもって条例上の認可決定を行い、その後、SNSや紙媒体を駆使し、プッシュ型周知を行いたいと考えております。

(A委員)

こども誰でも通園制度と一時預かり事業の違いについては、理解することができましたが、こどもの発達や食事に不安があれば保育士に相談することができるという「保護者にとっての意義」は、この制度において必ず求められているのでしょうか。

(こども政策課長)

一時預かり事業と類似した事業ではありますが、一時預かり事業を利用するに当たっては、保護者の理由が必要である一方、こども誰でも通園制度は、こどもの成長発達の機会を与える、すなわち、こどもが通園することについて権利性を持たせるものでありますので、その点が異なります。そのうえで、保育士に相談できるというのは、必ずするように定められているものではありませんが、(0～2歳のお子さんがいるご家庭のうち)家庭の事情によっては、現時点で保育施設などに預け入れ先がないという子育て世帯も一定数いますので、保護者同士などでの関わりがないことで孤立する可能性があることを踏まえると、本制度を活用することで、自分のこどもの成長や子育てについて相談することができる場所になるのではないかと考えておりますし、そのような場になることを期待しているものです。

(A委員)

こども誰でも通園制度には、①こどもの成長発達の機会を与えること②孤立した育児の中で不安や悩みを抱えている保護者がおり、支援強化が必要であることの二面性があると考えております。そのため、「こどもに対して権利性を持たせるもの」というほかに、「こどもがどのように過ごしていたかなどを第三者から意見を聞ける機会として保護者も活用ください。」など、リーフレットで周知する際には、この点をきちんと分けて行っていただきたいです。

(こども政策課長)

貴重なご意見をありがとうございます。委員のおっしゃるとおり、皆様に制度を正しくご理解いただくため、どのように活用いただけるかなど、周知の仕方については検討していく必要があると考えております。委員の意見を踏まえて、リーフレット等を工夫してまいりたいと思っております。

(B委員)

食費は実費徴収ですか。

(こども政策課長)

そのとおりです。

(B委員)

食事の提供は施設ごとの判断になるのでしょうか。また、アレルギー対応はどのように行うのでしょうか。

(こども政策課長)

食事の提供や提供する場合のアレルギー児への対応可否については、各施設のご判断になります。その上で、食事の提供と併せて、アレルギー児への対応を行う場合は、施設と保護者との事前面談において、アレルギー関係をご確認いただくこととなります。今年度先行実施をする中で、食事を提供するにあたって、施設としての課題や保護者からの意見がさまざま出てくるであろうと思いますので、注視していきたいと考えております。

(D委員)

一時預かり事業については、「親のリフレッシュ」も預け入れ要件として認められていると思いますが、こども誰でも通園制度を利用するにあたって「親のリフレッシュ」であっても認められるのでしょうか。こどものためではなく、親のためのものではないと言われる可能性もあると思います。

(こども政策課長)

「親のリフレッシュ」を理由として、利用できないということにはなりませんが、そういった点については今後整理していきたいと思います。

(D委員)

一時預かり事業とこども誰でも通園制度を同じ月内で併用することは可能ですか。

(こども政策課長)

可能です。

(会長)

一時預かりの仕組みがある中で、今回、こども誰でも通園制度が開始することとなりますが、保護者としては、使いやすい制度や事業を活用することになると思います。周知の仕方については、大変苦慮すると思いますが、多くの方に活用いただけるようにしていきたいと思います。また、8月1日からこども誰でも通園制度を開始することで、課題も見えてくると思いますので、その点を今後解決していただければよいと思います。

(こども政策課長)

おっしゃるとおりであります。一時預かり事業とこども誰でも通園制度の違いを強調することで、かえって、こども誰でも通園制度が使いづらくならないように、情報発信する際には留意したいと思います。

(会長)

ありがとうございました。何かご質問はありますか。無ければ、事務局のとおり決定します。

6 その他

今後のスケジュールについて

【こども政策係長から口頭で説明】

7 閉会